

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会

第1回会議次第

日時：令和元年7月17日（水）

午後1時30分から

場所 進修館小ホール

1 開 会

2 挨拶

3 任命書の交付

4 自己紹介

5 会長等の選出

6 諮 問

7 これまでの取組、経緯について

- ① 公共施設マネジメント計画について（平成23年11月）
- ② 審議会答申について（平成26年12月）
- ③ 教育委員会基本方針（平成27年8月）及び町適正配置計画について（平成28年3月）
- ④ その後の経緯等について

8 質 疑

9 会議の運営に当たっての調整事項について

10 その他

11 閉 会

○宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例

平成 24 年 12 月 17 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等を審議するため、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町立小中学校の新設、統合、廃止等による適正配置に関すること。
- (2) 前号又は特別な事情による通学区域の新設、再編又は見直しに関すること。
- (3) 前 2 号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 町立小中学校のPTAの代表
- (2) 自治会等の代表
- (3) 町立小中学校長
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成 15 年宮代町条例第 29 号）第 2 条第 1 号アからウまでに掲げる者をいう。）

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にある委員の任期は、その在任中とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例の廃止)
- 2 宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例（昭和54年宮代町条例第7号）は、廃止する。

小中学校の適正配置に関するこれまでの経緯

- 平成 23 年 11 月
「宮代町公共施設マネジメント計画」を策定
学校を核とした地域づくりを提案
- 平成 24 年 12 月
「適正配置に関する審議会」を設置
- 平成 25 年 6 月
審議会に対して適正規模と適正配置について諮問
- 平成 26 年 12 月
審議会から「適正配置の基本的な考え方」の答申
- 平成 27 年 8 月
「小中学校の適正配置に関する基本方針」を策定（教育委員会）
小学校 3 校、中学校 1 校の方針を打ち出す
- 平成 28 年 3 月
「小中学校適正配置計画」を策定（宮代町）
小学校 3 校、中学校 1 校が適正な旨を計画に位置付け
- 平成 28 年 10 月
須賀中学校区、百間中学校区、前原中学校区ごとに 6 回の地域説明会を実施

- 平成 28 年 12 月議会
小中学校の統廃合について慎重な取組みを求める請願が採択
趣旨：早急に進めず、保護者及び町民の声を反映させ、計画の見直しと再検討を求める。
- 平成 30 年度
中学校劣化診断の実施

小中学校の適正配置における地区説明等の実施状況について

1 地域説明会の実施

町計画策定後、宮代町及び教育委員会では、適正配置計画（平成 28 年 3 月策定）の内容の説明を主眼として、平成 28 年 10 月に計 6 回、各中学校区のエリアで地域説明会を実施しています。

それぞれの中学校区ごとの参加者は次のとおりです。

中学校区	参加者
須賀中学校区	111名
百間中学校区	70名
前原中学校区	23名
合計	204名

(1) 地域説明会での意見の傾向等

- ・肯定的な意見は、
 - ▼児童生徒の減少傾向からやむを得ない
 - ▼大規模化による部活動の活性化
 - ▼児童生徒の競い合いの中で学校生活にバリエーションが生まれる
 - ▼中学校の新設を期待する
 等
- ・否定的な意見は
 - ▼人口増、定住促進のための取組が先決
 - ▼学校がなくなることにより地域の発展が望めない
 - ▼通学距離が遠くなるため、通学方法、通学路の整備が必要
 - ▼住民への情報提供や説明が不足している
 等
- ・そのほか、
 - ▼小中一貫教育を志向すべき
 などの意見がありました。

2 請願について

- ・平成 28 年 12 月の町定例議会に「小中学校の統廃合について慎重な取り組みを求める請願署名」が提出されました。この請願は、本会議にて賛成多数で採択されました。
- ・請願の署名は、提出者ほか 785 名です。
- ・議会では、請願について、賛成及び反対の討論がありました。
- ・請願に賛成するとの意見の趣旨は、適正配置計画の策定に関して、住民への十分な説

明がない状況に加え、中学校 1 校に再編されることについて再検討が必要との趣旨です。

- ・ 請願に反対するとの意見の趣旨は、町計画を積極的に肯定するものではないが、町の計画策定が終わった段階であり、今後地域住民との対話を進めていく段階であるため、反対するという趣旨です。

- ・ 賛成、反対討論の双方の発言趣旨において「共通項」と言えるのは、「住民への説明と対話」が必要だという点です。

3 請願採択後の現在までの教育委員会の動き

平成 28 年 12 月の請願の採択後、町及び教育委員会としては、適正配置に関する地域説明会の再実施などは実施していません。

教育委員会では、現行計画の再検証を行う材料とするため、平成 30 年度、中学校校舎の劣化診断を実施し、今年度は、小学校校舎の劣化診断を行い、学校校舎の劣化状況の調査を進めています。

そして、今年度から、審議会を再設置して、現行計画の検証を行うこととしたところで

会議の運営に当たっての調整事項等について

1 確認報告事項

① 会議公開の原則

本審議会は、宮代町市民参加条例第15条の規定に基づき、原則として、会議及び会議録については公開されます。

市民参加条例（抄）

（会議の公開等）

第15条 町は、原則として審議会等の会議を公開するものとします。

2 町は、原則として審議会等の会議録を公表するものとします。

② 謝金について

審議会の委員には、町の条例に基づき、1回ごとの出席について謝金等が支払われます。

町に支払口座登録のない方は、別途、支払口座等の確認をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

③ 審議会における任意の勉強会の開催について

参加希望があれば必要に応じて、勉強会についても企画していきたいと考えています。

2 調整事項について

① 会議の開催日程等について

19名の委員の皆様が常に審議会に、毎回御出席いただけることが理想ですが、日程の都合上、全員の出席が難しいケースもあると思います。そこで、会議の開催日程等については、次のとおり調整したいと考えます。

事務局案

会議開催の日程調整に当たっては、2つ以上のパターンの日程（開催日、開催時間）を提示させていただき、出席可能者の多い方を開催日としてはどうかと考えています。

なお、欠席委員の希望があれば、当日の会議の検討状況などについて、説明する機会を設けていきたいと考えています。